【施設基準届出項目等】

当院は、以下の施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生（支）局に届出を行っています。

初診料（歯科）の注 1 に掲げる基準（歯初診）

・当院では、院内感染防止対策として歯科医療機器の患者様ごとの交換、滅菌処理の徹底など十分な院内感染防止対策を行っています。

歯科訪問診療料の注 13 に規定する基準（歯訪診）

・通院が困難な患者様への診療を行っています。

歯根端切除手術

・手術用顕微鏡を用いて治療（歯根端切除手術）を行っています。

クラウン・ブリッジ維持管理料（補管）

・当院で装着した冠（かぶせ物）やブリッジについて、2 年間の維持管理料を行っています。

赤坂ヴィーナスデンタルクリニック

院長　岩城 賢珠